

おきなわ物価高 対策支援金

申請期間

2022年11月16日(水)～2023年1月13日(金)



コロナ感染症の影響に加え、
原油価格・物価高騰の影響を受ける事業者の事業継続を支援します。

支援 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油・物価高の影響を受けた
中堅企業、中小企業その他の法人及び個人事業者

一律支援型

(国の「事業復活支援金」を受給した方が選べる定額支援)

支援金額

法人 10万円(定額)

個人事業者 5万円(定額)

影響額審査型

(物価高騰の影響が大きい方への定率支援)

支援金額

法人 最大 50万円

個人事業者 最大 25万円

※ 一律支援型と影響額審査型の重複申請はできません。※ 一事業者1回限り。(店舗ごとの支給ではありません)



おきなわ物価高対策支援金

対象者

以下のすべての要件を満たす事業者

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者。
- 2 2022年4月～6月において、原油高や物価高の影響を受け、燃料費、電気・ガス料金、原材料費に係る経費が増加した事業者。
- 3 沖縄県内に本社・本店を有する中小企業等または県内在住の個人事業者。
- 4 国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする類似の支援金等を受給していない事業者。 など

例

- 沖縄県交通事業者安心・安全確保支援事業(バス・タクシー・トラック・船舶等向け)
- 肥料価格高騰緊急対策事業(農業者向け)
- 飼料価格高騰緊急対策事業(配合飼料)(畜産農家向け)
- 粗飼料価格高騰緊急対策事業(畜産農家向け)

支援要件等

以下の支援区分ごとに、全ての要件を満たすこと

	一律支援型	影響額審査型
要件 1	国の「事業復活支援金」受給者	国の「事業復活支援金」受給者 または2022年4月～6月いずれかの月の売上高が、過去の同じ月の売上高と比較して、30%以上減少した事業者
要件 2	2022年4月～6月のいずれかの月の営業利益が前年同月と比較して法人4%以上、個人2%以上減少した事業者 <small>※赤字法人の場合は、2022年4月～6月のいずれかの月の営業損失が前年同月と比較して法人4%以上、個人2%以上増加した事業者</small>	2022年4月～6月の3か月間の経費(燃料費、電気・ガス料金、原材料費)が、単価増の影響により前年同期間と比較して、合計 法人 20万円以上、個人 10万円以上増加した事業者
要件 3	2022年4月～6月の燃料費、電気・ガス料金、原材料費の合計額が前年同期間と比較して法人で10万円以上、個人で5万円以上増加した事業者	
支援額	法人 10万円(定額) 個人 5万円(定額)	上記要件 2 の 仕入影響額 × 1/2 (千円未満切り捨て) 法人 最大50万円 個人 最大25万円

提出書類

- 1 本人確認書の写し(有効期限内のもの)
- 2 振込口座の確認書類(口座通帳の表紙及び表紙裏面の写し)
- 3 売上減少が確認できる書類(事業復活支援金受給者はその通知の表及び中面の写しの提出で可)
- 4 仕入単価等が上昇したことが確認できる書類(燃料費、電気・ガス料金、原材料費高騰の影響がわかる資料)
※必要書類の電子データ(PDF、JPG、PNG等)をご用意の上申請してください。
- 5 営業利益の減少が確認できる書類(確定申告書等)
- 6 2022年4月から6月の原材料の申告額がわかる資料 など

申請期間：2022年11月16日(水)～2023年1月13日(金)

お問合せ先

おきなわ物価高対策支援金相談窓口(コールセンター)

電話番号 098-901-2151

受付時間 平日 9:00～17:00 ※土日祝、12/29～1/3は休業

おきなわ物価高対策支援金ホームページ：<https://okinawashien.com>

